## 健全化判断比率等について(ポイント)

#### 1 健全化判断比率(早期健全化基準以上の団体はない。)

- (1) 実質赤字比率 全ての市町において黒字
- (2) 連結実質赤字比率 全ての市町において黒字
- (3) 実質公債費比率 市町平均(単純平均) 12.2% 起債許可団体(18%以上) なし
- (4) 将来負担比率 市町平均(単純平均) 81.7%
- 2 資金不足比率

経営健全化基準(20%)以上 なし

## 1 市町別健全化判断比率の状況

(単位:%)

市	町	名	(1)実質:	赤字比率	(2)連結実	質赤字比率	(3)実質公	《債費比率	(4)将来負担比率		
ιIJ	щј	石	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	
金	沢	市	_	_	_	_	7.6	8.1	82.6	88.6	
七	尾	井	_				15.2	15.6	113.0	122.1	
小	松	규	_	1		-	16.1	17.2	186.2	190.3	
輪	島	규	_	1			14.9	15.1	134.7	141.9	
珠	洲	中	_	_	_	_	13.4	14.3	55.3	48.6	
加	賀	규	_	1			9.7	10.1	68.7	72.4	
羽	咋	규	_	1	_		16.2	17.1	102.3	92.4	
か	ほく	규	_	1			9.9	10.7	67.3	65.2	
白	山	규	_	1	_		12.1	14.0	136.4	148.8	
能	美	中	_	_	_	_	11.2	11.5	0.4	5.8	
野	々 市	中	_	_	_	_	5.9	6.7	25.8	16.4	
JII	北	町	_	_	_	_	9.8	10.9	_	_	
津	幡	町	_	_	_	_	13.6	15.2	130.0	124.4	
内	灘	町	_	_	_	_	9.5	10.7	45.2	18.3	
志	賀	町	_	_	_	_	13.9	14.3	_	15.7	
宝	達志水	町	_	_	_	_	16.9	18.6	141.9	144.3	
中	能 登	町	_	_	_	_	12.7	12.8	85.3	63.3	
穴	水	町	_	_	_	_	10.9	13.2	99.1	107.3	
能	登	町	_	_	_	_	12.2	14.4	77.5	88.8	
単	純 平	均					12.2	13.2	81.7	81.8	

早期健全化基準	11.25% <b>~</b> 15%	16.25% <b>~</b> 20%	25%	350%
財政再生基準	20%	30%	35%	_

## 2 公営企業会計別資金不足比率の状況

	経	営	健	全	化	基	準	20%
--	---	---	---	---	---	---	---	-----

(単位:%)

										(-	単位:%)
寸	体	名	公営企業会計	H26	H25	寸	体	名	公営企業会計	H26	H25
金	沢	市	ガス事業特別会計	_	_	白	上	市	宅地造成事業特別会計	-	_
			水道事業特別会計	_	_				工業団地造成事業特別会計	-	_
			発電事業特別会計	_	_	能	美	市	水道事業会計	_	_
			工業用水道事業特別会計	_	_				工業用水道事業会計	-	
			公共下水道事業特別会計	_	_				国民健康保険能美市立病院事業会計	_	_
			中央卸売市場事業特別会計	_	_				公共下水道事業会計	_	_
			公設花き地方卸売市場事業特別会計	_	_	1			農業集落排水事業特別会計		_
			病院事業特別会計	_	_	1			温泉事業特別会計	_	_
			農村下水道事業費特別会計	_	_	野	々 市	市	水道事業会計		_
			市街地再開発事業費特別会計		_	1	, ,,,,	.,-	下水道事業特別会計	_	_
			工業団地造成事業費特別会計		_	Ш	北	Вт	簡易水道事業特別会計		_
			住宅団地建設事業費特別会計		<u> </u>	<b> </b> ′''	40	٠,	農業集落排水事業特別会計		
七	尾	市	水道事業会計		_	津	幡	ЯΤ	国民健康保険直営河北中央病院事業会計		_
٦	卍	111	簡易水道事業特別会計		_	<b> </b> '=	тн	щј	水道事業会計		
			下水道事業特別会計		_				你是事来去可 簡易水道事業特別会計		
			公設地方卸売市場事業特別会計			1			公共下水道事業特別会計		
			病院事業会計		_	1			農業集落排水事業特別会計		
小	+/\		11 - 11 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1			内	<b>灘</b>	Шт		_	_
11,	松	Ш	水道事業会計		_	M	湃	ЩΙ	水道事業会計 公共下水道事業特別会計	_	_
			国民健康保険小松市民病院事業会計								
			公共下水道事業会計		_	_	20	-	新エネルギー事業特別会計	_	_
			簡易水道事業特別会計			志	賀	μј	水道事業会計		
			農業集落排水事業特別会計		_	1			町立富来病院事業会計	_	_
			工業団地造成事業特別会計	_	_				簡易水道事業特別会計	_	_
輪	島	市	病院事業会計	_	_				公共下水道事業特別会計	_	
			水道事業会計	_	_				農業集落排水事業特別会計	_	_
			公共下水道事業特別会計		_				地域し尿処理施設整備事業特別会計	_	_
			特定環境保全公共下水道事業特別会計		_	宝	達志水	(町	水道事業会計	_	
			農業集落排水事業特別会計	_	_				下水道事業会計	1	_
			漁業集落排水事業特別会計	_	_				国民健康保険志雄病院事業会計	_	_
			浄化槽事業特別会計	_	_	中	能 登	町	水道事業会計	_	_
			臨海土地造成事業特別会計		_				下水道事業特別会計	_	_
珠	洲	市	病院事業会計	_	_				分譲宅地造成事業特別会計	1	_
			水道事業会計	_	_	穴	水	町	病院事業会計	1	_
			下水道事業特別会計	_	_				水道事業会計	1	_
			農業集落排水事業特別会計	_	_				公共下水道事業特別会計	_	_
			国民宿舎事業特別会計	_	_	能	登	町	病院事業会計	_	_
加	賀	市	水道事業会計	_	_				水道事業会計	_	_
			病院事業会計	_	_	1			公共下水道事業特別会計	-	
			下水道事業特別会計	_	_	1			農業集落排水事業特別会計	-	_
			土地区画整理事業特別会計	_	_	1			漁業集落排水事業特別会計	_	_
羽	咋	市	水道事業会計	_	<u> </u>	1			浄化槽整備推進事業特別会計	_	_
•	•		下水道事業会計	_	_	1			簡易水道特別会計	_	_
か	ほく	市	水道事業会計	_	<b> </b>	1			観光施設特別会計	_	_
			下水道事業会計	_	_	JI.	]咋郡市	広		_	_
白	Ш	市	水道事業会計		<u> </u>		圏事務制		公立羽咋病院事業会計		
ľ	_	.12	下水道事業会計		_	-	加賀広			_	_
			工業用水道事業会計			公設地方卸売市場事業特別会計					
			[工采用水垣事采云司] [簡易水道事業特別会計			1	白山石川				_
					<u> </u>		ロயセル E療企業	_			_
			温泉事業特別会計			$L^2$	- 冰止木	4	公立つるぎ病院事業会計	_	

(H26:22団体96会計) (H25:22団体96会計)

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

現行制

叀

#### 健全段階

#### ○指標の整備と情報開示の徹底

- フロー指標:実質赤字比率、連結実質 赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標:将来負担比率=公社・ 三セク等を含めた実質的負債による 指揮
- →監査委員の審査に付し議会に報告し公表

#### 財政の早期健全化

#### 〇自主的な改善努力による財 政健全化

- 財政健全化計画の策定(議会の議決)、 外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- 早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

### 財政の再生

#### ○国等の関与による確実な再生

- ·財政再生計画の策定(議会の議決)、 外部監査の要求の義務付け
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、 同意を求めることができる
- 【同意無】 ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】 ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期 間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる 場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

健全財政)

旧制度

#### <旧制度の課題>

- 分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- 再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等) の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

#### 地方財政再建促進特別措置法

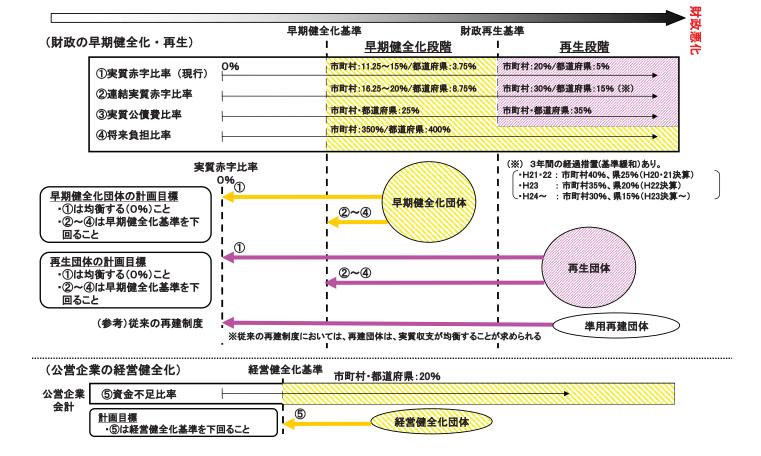
財政悪化)

〇赤字団体が申出により、財政 再建計画を策定(総務大臣の 同意が必要)

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上 の市町村は、法に基づく財政再建を行わなけれ ば建設地方債を発行できない

〇公営企業もこれに準じた再建制度 (地方公営企業法)

## 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



#### 〇 各比率の算式

#### 1 実質赤字比率

実質赤字比率	_	一般会計等の実質赤字額				
天貝小士儿华	=	標進財政規模				

※標準財政規模:地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源(使途の特定されていない財源)のことで、各地方公共団体の標準的な財政規模を示すもの

#### 2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

#### 3 実質公債費比率

実質公債費比率 = (元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ※準元利償還金:・一般会計等(普通会計の範囲に相当)から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還財源に充てたと 認められるもの
  - ・組合への負担金・補助金のうち、組合が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの
  - ・債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

#### 4 将来負担比率

将来負担比率 = 将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額) 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※将来負担額:地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額(公債費に準ずるもの)、公営企業への繰出見込額(公債費分)、退職手当の負担見込額、設立法人の負債額等の負担見込額(損失補償等による負担)、連結実質赤字額 等

#### 5 資金不足比率

資金不足比率 = <u>資金の不足額</u> 事業の規模(営業収益-受託工事収益)

#### 〇 各比率の対象範囲

会	計 区 分	主な会計区分等						
一般会計等		一般会計 ケーブルテレビ 墓地公苑 公共用地先行取得	実質赤字比率	<del> </del>				
公営事業会計	公営企業	水道 簡易水道 病院 下水道 宅地造成 観光			実質公債費		将来負担	資金不足比率
	収益事業	競馬		<u> </u>	比率		比	
	その他	国民健康保険 介護保険			<del>*</del>	<u> </u>	比 率	
一部事務組合等	一部事務組合・広域連合	一般廃棄物処理 し尿処理 病院 消防						
	地方公社	土地開発公社						
	第三セクター		]					